

# 健康サポート薬局に関する手続きに ついての手引き

平成31（2019）年3月  
札幌市保健所医療政策課

# 目 次

1 はじめに	P 2
(1) 健康サポート薬局とは	
(2) 健康サポート薬局の基準（概要）	
2 健康サポート薬局の表示に係る届出方法	P 4
(1) 届出の流れについて	
・健康サポート薬局の表示を行うとき	
(2) 提出書類	
(3) 提出先	
3 健康サポート薬局の表示を行った後について	P 5
(1) 健康サポート薬局の取組について	
(2) 健康サポート薬局の表示をやめるとき	
4 健康サポート薬局の表示に係る届出の添付書類チェックリスト（解説付）	P 6
5 参考資料	P 15
6 添付書類の様式例及び記載例	別添

## <略称>

法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令
規則	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則
基準告示	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第5項第10号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成28年2月12日付け平成28年厚生労働省告示第29号）
施行通知	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活局長通知）
検討会報告書	健康サポート薬局のあり方について（平成27年9月24日健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会）

# 1 はじめに

我が国では、高齢化が著しく進行しており、今後、医療や介護の需要がさらに増加することが予想されています。

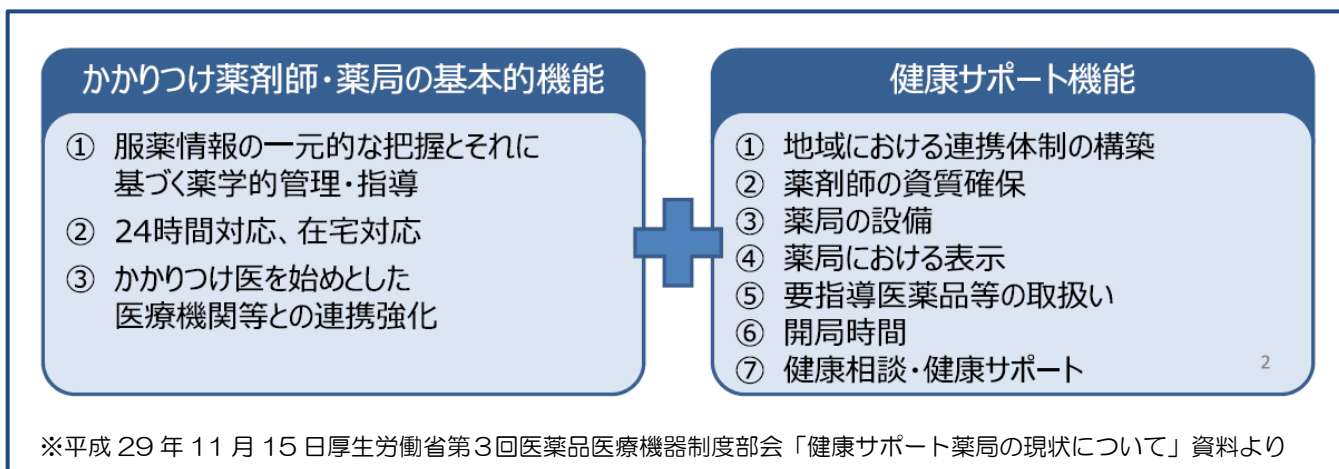
このため、厚生労働省では、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

こうした背景の中、かかりつけ薬剤師・薬局の機能と地域住民の健康サポート機能を併せ持つ健康サポート薬局の制度が平成 28 年 10 月にスタートしました。

厚生労働大臣が定める基準に適合するものであることを明らかにする書類を添付し、届出をすることによって、健康サポート薬局である旨を表示することができます。届出には多くの添付書類がありますので、この手引きを書類作成の手助けとしてください。

## (1) 健康サポート薬局とは

健康サポート薬局とは、「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能」を有し、「地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援（健康サポート機能）」する薬局です。



健康サポート薬局は、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくために、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められています。

健康サポート薬局の届出にあたっては、健康サポート薬局の役割をしっかりと認識し、届出自体が目的化することのないようお願いいたします。

なお、健康サポート薬局のあり方などの詳細については、「検討会報告書」や「施行通知」などを参照してください。

## (2) 健康サポート薬局の基準（概要）

「基準告示」において、健康サポート薬局である旨の表示をするために満たさなければならない基準が定められており、概要は以下のとおりです。

基準に適合することを明らかにする書類の詳細については、6ページ「健康サポート薬局の表示に係る届出の添付書類チェックリスト（解説付）」をご確認ください。

### ① かかりつけ薬局としての基本的機能

- ・患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を説明し、適切に選択できるようにすること
- ・服薬情報の一元的・継続的把握の取組を行い、薬剤服用歴に記載すること
- ・残薬管理、懇切丁寧な服薬指導、副作用などの状況の把握を行うこと
- ・開店時間外の相談応需体制を整えること
- ・在宅患者への薬学的管理及び指導を実施していること など

### ② 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

- ・健康の保持増進に関する相談を受けた場合に、かかりつけ医と連携した状況確認を行うなどの受診勧奨に取り組んでいること
- ・連携機関の紹介に努めること など

### ③ 常駐する薬剤師の資質確保

- ・要指導医薬品など及び健康食品などの安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談、適切な専門職種または関係機関への紹介などに関する研修を修了した薬剤師が常駐していること

### ④ 薬局の設備

- ・衝立等を設置するなど、個人情報に配慮した相談窓口を設置すること

### ⑤ 薬局における表示

- ・薬局の外側に、健康サポート薬局である旨及び健康サポートに関する相談を行っている旨を掲示すること
- ・薬局内に、実施している健康サポートの具体的な取組内容について表示を行うこと

### ⑥ 要指導医薬品等の取扱い

- ・要指導医薬品等及び介護用品等の供給機能を持ち、専門的知識に基づく説明を行うこと

### ⑦ 開店時間

- ・平日は連続して開局（午前8時から午後7時までの間で8時間以上）していること
- ・土日はいずれかの曜日に開局（4時間以上）していること

### ⑧ 健康サポートの取組

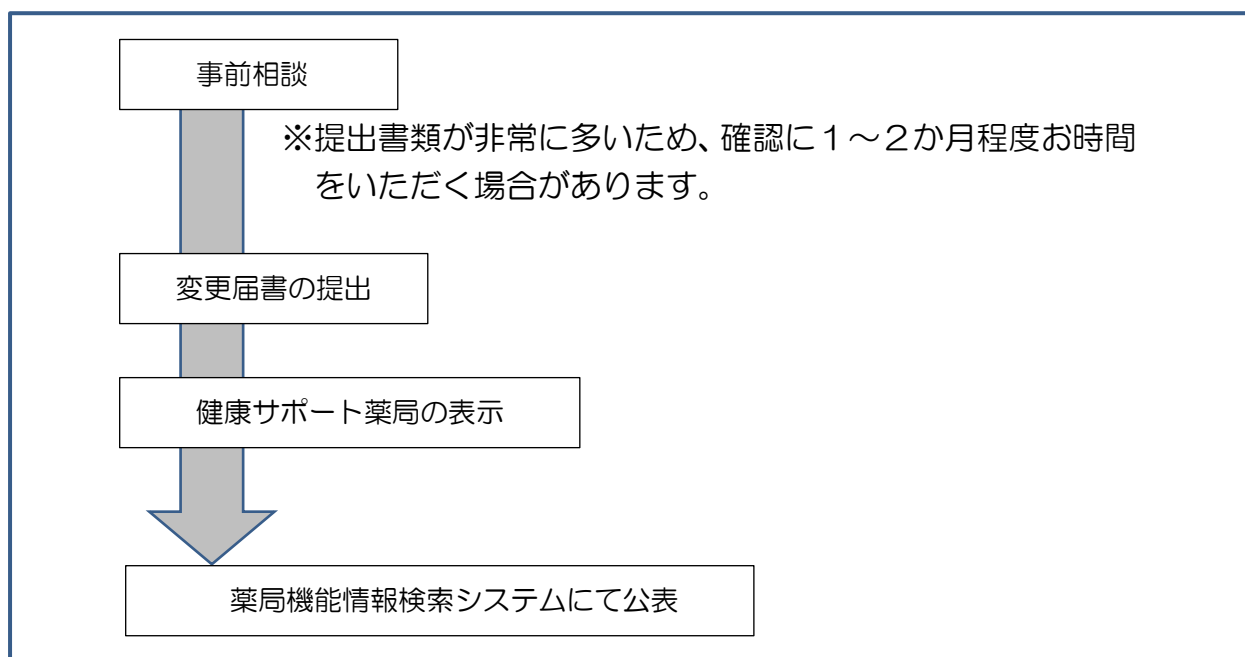
- ・健康の保持増進に関する相談対応と記録の作成を行うこと
- ・薬局において実施している健康サポートの取組内容を発信していること など

## 2 健康サポート薬局の表示に係る届出方法

健康サポート薬局である旨の表示を行うときは、薬局の開設者は、あらかじめその薬局を管轄する保健所に変更届書を提出しなければなりません。

### (1) 届出の流れについて

健康サポート薬局の届出を考えている場合は、十分に余裕をもったスケジュールで事前にご相談ください。事前相談から届出までの一般的な流れは、以下のとおりです。



### (2) 提出書類

- 変更届書（別紙1記載例）
- 添付書類チェックリスト
- 基準に適合する薬局であることを明らかにする書類（6ページ以降の解説、様式例及び記載例（別添）を基に作成してください）

### (3) 提出先

- 札幌市保健所医療政策課薬事係（札幌市内の薬局に限ります）  
住所 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階  
TEL 011-622-5162 FAX 011-622-5168

### 3 健康サポート薬局の表示を行った後について

#### (1) 健康サポート薬局の取組について

健康サポート薬局では、常時基準に適合していることが必要です。そのため、取組状況を確認するために薬事監視員が立入検査を行います。

薬歴や相談対応記録はもちろん、医師会等と連携した健康保持増進事業の参加実績など、取り組みに関する記録等は廃棄せずに保存しておくようにして下さい。

#### (2) 健康サポート薬局の表示をやめるとき

届け出た健康サポート薬局である旨の表示を取りやめるときには、あらかじめ薬局を管轄する保健所に届出をしなければなりません。

##### ① 提出書類

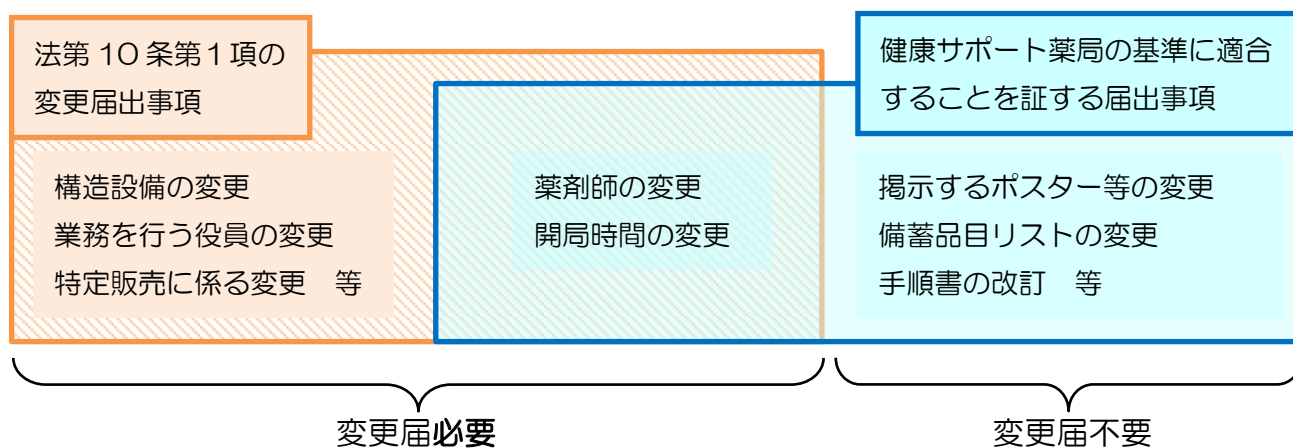
- ・ 変更届書

##### ② 提出先

- ・ 札幌市保健所医療政策課薬事係（札幌市内の薬局に限ります）

#### 【健康サポート薬局を届出た際の添付書類の内容に変更があったとき】

添付書類の内容に変更を生じた場合、法第10条第1項に基づく変更届出事項に該当する場合は、変更届書を提出する必要がありますが、それ以外の事項の変更については届出の必要はありません。



例1) 薬剤師が異動した場合（研修終了薬剤師か否かに関わらず）：変更届必要  
（変更後30日以内）

例2) 薬剤師が研修を終え、新たに研修終了薬剤師となった場合：変更届不要

※変更の結果、健康サポート薬局の基準を満たさなくなる場合は、健康サポート薬局である旨の表示を止める変更届書の提出（事前）が必要になります。

## 4 健康サポート薬局の表示に係る届出の添付書類チェックリスト（解説付）

健康サポート薬局の届出をする際には、変更届出書とともに「健康サポート薬局の表示に係る届出の添付書類チェックリスト（添付書類チェックリスト）」と当該チェックリストに基づく「添付書類」を提出していただきます。

ここでは、実際の「添付書類チェックリスト」の様式に沿って内容を説明するとともに、具体的に添付すべき書類について解説します。

### 【かかりつけ薬局の基本的機能関連】

番号	項目	解説（注意事項）
1	<p>薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した、体制省令第1条第2項第4号の規定に基づく手順書</p> <p>ア 患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。</p> <p>イ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。</p> <p>ウ 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。</p> <p>エ 患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。</p> <p>オ 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。</p> <p>カ 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。</p> <p>キ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。</p> <p>ク お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること（医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）。</p> <p>ケ お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。</p> <p>コ 初回来局時等に薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。</p> <p>サ 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適正に情報共有している薬剤師を含む。）が対応すること。</p>	<p>※添付する資料には、チェックリストの左列に書かれた番号をわかりやすいところに記入してください。</p> <p>▼ア～スまでの全項目を手順書に盛り込んでください。</p> <p>▼薬局の実情に応じた手順を記載し、従事者が使いやすい手順書となるように検討してください。</p> <p>▼手順書内で説明されている様式、パンフレット等を手順書巻末に付け、説明と様式等との間で紐付してください。</p> <p>▼最近の法令改正等を踏まえた内容としてください。</p> <p>▼一つの手順書に項目1、8の内容をあわせて記載する形でも差し支えありません。</p>

	<p>シ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。</p> <p>ス 上記のウ～カ、コ～シの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。</p>	
2	<p>薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表の提示状況が確認できる書類</p>	<p>▼すでに届出している薬剤師の従事状況の届出と矛盾が無いようにしてください。</p> <p>▼資料 13、19 と矛盾がないようにしてください。</p> <p>▼勤務薬剤師のうち、健康サポート薬剤師、かかりつけ薬剤師を明示してください。</p> <p>▼何曜日の何時にどの薬剤師がいるか、明確に患者が理解できるようにしてください。 (健康サポート薬剤師に限るものではありません)</p> <p>▼勤務体制が変動する場合は、直近のものを添付することで差し支えありません。 ※添付書類例 2 参照</p>
3	<p>お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料</p>	<p>▼お薬手帳の使用方法だけでなく、意義や役割についても説明してください。</p> <p>※電子お薬手帳を利用する場合には、所定のデータ項目を備え、個人情報等の取扱いに留意し、ガイドラインに従って適切に運用してください。</p> <p>(「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成 27 年 11 月 27 日付薬生総初 1127 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)を参照(URL は巻末を参照))</p>



4	<p>かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料</p>	<p>▼資料には「かかりつけ薬剤師」及び「かかりつけ薬局」の文言をそれぞれ記載してください。</p> <p>▼意義及び役割等について説明のある資料にしてください。</p>
5	<p>以下の事項を記載した、事前に患者等に対して説明し交付するための文書</p> <p>ア 薬局の薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等</p> <p>イ 緊急時の注意事項等（近隣の薬局との連携体制の構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。）</p>	<p>▼24時間相談可能な旨を明記してください。</p> <p>※添付書類例5参照</p>
6	<p>直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類</p>	<p>▼在宅患者に係る実績について、直近1年間の薬剤服用歴や薬学的管理指導計画書等（医師より提供された情報や訪問日、訪問薬剤師等の情報が記録されたもの）の写しを提出してください。</p> <p>▼個人情報は黒塗りにする等マスキングしてください。</p>
7	<p>医療機関に対して情報提供する際の文書様式</p>	<p>※添付書類例7参照</p>

【健康サポート機能関連】

番号	項目	解説（注意事項）
8	<p>薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した健康サポートを実施する上での業務に係る手順書</p> <p>ア 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。</p> <p>イ 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。</p> <p>ウ 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。</p> <p>エ 上記ア～ウに基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。</p> <p>オ 以下のような場合に受診勧奨すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合</li> <li>・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合</li> <li>・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合</li> <li>・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合</li> <li>・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合</li> </ul> <p>カ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。</p>	<p>▼ア～カまでの全項目を手順書に盛り込んでください。</p> <p>▼薬局の実情に応じた手順を記載し、従事者が使いやすい手順書となるように検討してください。</p> <p>▼手順書内で説明されている様式、パンフレット等を手順書巻末に付け、説明と様式等との間で紐付してください。</p> <p>▼最近の法令改正等を踏まえた内容としてください。</p> <p>▼一つの手順書に項目1、8の内容をあわせて記載する形でも差し支えありません。</p>

<p>9</p>	<p>以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト</p> <p>ア 地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。</p> <p>イ 医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。</p>	<p>▼左記に掲げる各連携機関の種類ごとに、それぞれ1つ以上の施設を挙げてください。</p> <p>▼担当部署名でも差し支えありません。</p> <p>▼リストの作成に当たっては、地域の実情に応じ、日常生活圏域（例えば中学校区）の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努めてください。</p> <p>▼医療機関その他の連携機関と地域包括ケアシステムの一員として役割を果たすため、地域ケア会議に積極的に参加することが望ましい。</p> <p>▼連携とは、適切な受診勧奨や紹介を行えるようにするため、連携機関に対して薬局の取組内容や必要に応じて紹介を行う旨を説明し了解を得ることにより、連携体制を構築することを指します。</p> <p>※添付書類例9参照</p>
<p>10</p>	<p>以下の事項を記載できる連携機関に対する紹介文書</p> <p>ア 紹介先に関する情報</p> <p>イ 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報</p> <p>ウ 紹介文書を記載した年月日</p> <p>エ 薬局利用者に関する情報</p> <p>オ 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報</p> <p>カ 薬剤師から見た紹介理由</p> <p>キ その他特筆すべき事項</p>	<p>▼連携機関に対する紹介文書であり、医療機関に限るものではありません。</p> <p>※添付書類例10参照</p>

11	地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料	<p>▼聴講は認められません。</p> <p>▼地域の薬剤師会への加入を求めるものではありません。また、加入したことのみをもって基準を満たすものではありません。</p> <p>※通知での例示</p> <p>▼地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催への協力。</p> <p>▼学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>▼老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等。</p> <p>▼地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント。</p> <p>※添付書類様式 11 参照</p>
12	有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証の写し ※原本を持参し、保健所職員の原本照合を受けること。	
13	研修修了薬剤師の勤務体制が確認できる資料	<p>▼資料 2（薬剤師の勤務表）及び資料 19（通常の営業日及び営業時間）と矛盾が無いようにしてください。</p> <p>▼開局時間中は常に 1 名以上の研修終了薬剤師が勤務していることが分かるようにしてください。</p> <p>※添付書類様式 13 参照</p>
14	個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料	<p>※例</p> <p>▼窓口に衝立等を設置する</p> <p>▼スピーチプライバシーシステムを窓口に設置する 等</p>

15	薬局の外側に掲示予定のもの（健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨）が確認できる資料	▼健康サポート薬局は一定の基準に適合することを示すものであり、「厚労大臣認可」や「都道府県知事認定」等の誤認を招く表示はできません。 ※添付書類例 15 参照
16	薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料	▼健康相談などの具体的な実施内容と実施日等の記載された掲示物にしてください。 ※添付書類例 16 参照
17	要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	▼48の薬効群全てについて、それぞれ1つ以上の医薬品（医薬部外品ではない）を備蓄してください。 ▼薬効分類や医薬品名称等については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）にて公開している添付文書情報（URLは巻末参照）を参照してください。 ※添付書類例 17 参照
18	衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	▼添付書類例 18 の品目例を参考に、地域の実情に応じて健康サポート機能に支障が無いように選定し、備蓄してください。 ▼一部介護用品については、カタログによる提供でも可能です（カタログの該当ページをコピーして添付してください）。 ※添付書類例 18 参照

19	開店している営業日及び営業時間が確認できる書類（市様式 通常の営業日及び営業時間）	<p>▼既に届出している営業日及び営業時間に一致するようにしてください。</p> <p>▼平日の営業時間は連続して開局し、土日のいずれかにおいて、4時間以上開局してください。</p> <p>▼平日午前8時～午後7時までの間に8時間以上開局していることが望ましい。</p> <p>※添付書類様式 19 参照</p>
20	要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	<p>様式のための添付で差し支えありません。なお、対応内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。）については記録し、3年間保存してください。</p> <p>※添付書類例 20 参照</p>
21	積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料	<p>▼月1回程度継続して実施していることが望ましい。</p> <p>▼届出時点までの取組実績及び今後の実施計画が確認できるようにしてください。</p> <p>▼取組実績は常時記録してください。</p> <p>▼講演等を実施する場合には、薬局の宣伝を主とする内容としてはいけません。</p> <p>▼当該薬局に係る実績を確認するものであり、グループ薬局の実績は認められません。</p> <p>※通知での例示</p> <p>▼薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施</p>

		<p>▼薬剤師による検診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組</p> <p>▼医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催</p> <p>▼管理栄養士と連携した栄養相談会の開催</p> <p>※添付書類例 21 参照</p>
22	薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料	<p>▼取り組みの概要等が分かる資料（発表資料の写し、ホームページ、広報誌のコピー等）を付けてください。</p> <p>▼当該薬局に係る実績を確認するものであり、グループ薬局の実績は認められません。</p> <p>※通知での例示</p> <p>▼地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載</p> <p>▼医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿</p> <p>▼健康増進に関する情報発信を目的としたホームページ例）スマート・ライフ・プロジェクトの活動報告のホームページ（URL 巻末参照）等における情報発信</p> <p>▼地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信</p> <p>※添付書類例 22 参照</p>
23	国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	<p>▼パンフレットが配架、ポスターが掲示されている写真等を添付してください。</p>

## 5 参考資料

(詳細につきましては、各URLから内容をご確認ください)

### 厚生労働省通知

○平成 28 年 2 月 12 日付薬生発 0212 第 5 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「規則の一部を改正する省令の施行等について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000112481.pdf>

○平成 28 年 2 月 12 日付薬生発 0212 第 5 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知  
「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000112484.pdf>

### 国Q&Aなど

○平成 28 年 3 月 29 日付事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
「健康サポート薬局に関するQ&Aについて」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000118717.pdf>

○平成 29 年 4 月 21 日付事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
「健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/0000163062.pdf>

○平成 29 年 12 月 25 日付事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
「健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その3）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-iyakushokuhinkyoku/171225.pdf>

OPMDA一般用医薬品・要指導医薬品情報検索

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/otcSearch/>

### その他

健康サポート薬局関係を含む、かかりつけ薬剤師・薬局についての情報は厚生労働省のホームページにて公開されており、随時更新されています。

○厚生労働省ホームページ（薬局・薬剤師に関する情報）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iyakuhin/yakkyoku\\_yakuzai/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/)

○スマート・ライフ・プロジェクト

<http://smartlife.go.jp/>

○保健所HPアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f87kenkou/gaiyou.html>



## 6 添付書類の様式例及び記載例（別添）

### ○健康サポート薬局の表示に係る届出の添付書類チェックリスト

#### ○各添付書類の例

- ・添付書類例 2 薬剤師勤務表
- ・添付書類例 5 薬局連絡先（患者に交付する文書）
- ・添付書類例 7 医療機関への情報提供書
- ・添付書類例 9 連携機関先のリスト
- ・添付書類例 10 連携機関への情報提供書
- ・添付書類様式 11 各種事業等への参加実績または参加予定
- ・添付書類様式 13 研修終了薬剤師の勤務体制
- ・添付書類例 15 薬局の外側に掲示する掲示物
- ・添付書類例 16 薬局内に掲示する掲示物
- ・添付書類例 17 備蓄医薬品リスト
- ・添付書類例 18 衛生材料及び介護用品等リスト
- ・添付書類様式 19 営業日及び営業時間
- ・添付書類例 20 相談対応記録
- ・添付書類様式 21 健康サポートの取組実績
- ・添付書類様式 22 取組を発信していることの実績

#### ○薬局変更届

- ・別紙 1 変更届様式
- ・別紙 1 記載例 健康サポートの表示の有無に係る変更についての記載例